

「目論見書制度の見直し」についての論点

項 目	論 点	備 考
1. 目論見書制度の現状	◇ 目論見書制度の現状をどのように評価するか。特に、投資信託証券に係る目論見書について、交付目論見書と請求目論見書に分離する現行制度についてどうか。 【主な意見】 ■ アンケート調査を行ったところ、目論見書をあまり読まなかったと回答した人が、全回答者中6割以上である。 ■ 販売会社によっては、交付目論見書ではなく販売用資料を基に商品説明を行っているなど、交付目論見書はあまり重視されず、有効に活用されていない。 ■ 請求目論見書と交付目論見書を合冊して交付している会社もあり、制度が有効に機能していない。 ■ 目論見書の品質管理者、すなわち、内容をチェックする者や、書面作成の責任者が誰か分からない。 ◇ 交付目論見書は、まだまだ、投資者にとって読みづらいとの指摘があるが、どのような点を改善すればよいか。 【主な意見】 ■ 投資家としては、現在の目論見書に対して、 ① 分量が非常に多い、 ② 全般的に専門用語が多く、表現が分かりづらい、 ③ 全体の構成が複雑で、どこに何が書かれているか分からない、	○ DWG1-4「1. 目論見書制度の概要」参照。

	④ 重複も多い などの不満を持っている。(同様意見多数) ■ 表紙を見たら一目で投資目標が分かるようにしてほしい。 ◇ 販売証券会社等によっては、交付目論見書と請求目論見書を合冊したものを交付しているが、交付目論見書と請求目論見書を分離して交付する制度の利用を促進するためには、どのような点を改善すれば利用されるか。	
2. 目論見書の記載事項の見直し	【交付目論見書】 ◇ 投資者にとって読みやすく、分かりやすい交付目論見書とするために、どのような工夫が考えられるか。 【主な意見】 ■ 目論見書の記載内容は、開示情報である有価証券届出書の記載項目とされているが、これを切り離して、目論見書には投資者に周知すべき情報のみを記載することとすればよいのではないか。これにより、周知すべき情報として何が必要かを議論していけばよいのではないか。 ◇ 現行制度の枠内で、投資者にとって読みやすく、分かりやすい交付目論見書とするためにさらに工夫する点はあるか。 【主な意見】 ■ 記載項目に重複が多いので、その解消を行うべき。 ■ ほとんどの投資信託は、実際に投資するとは考えられない物まで投資対象として列挙しているなど、記載内容と現実にギャップがあるので、そこを改善すべき。	○ 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証

	■ 財務データ、指標データ等について、ただ並べるだけではなく、分かりやすいように工夫すべき。 ■ 複雑な金融商品への投資や、ファンド・オブ・ファンズの場合には、仕組みや原資産が見える形での開示をすべき。 ◇ 投資者にとって読みやすく、分かりやすい交付目論見書とするため、交付目論見書の記載事項を簡素化することの是非についてどう考えるか。簡素化した場合のメリット・デメリットは何か。 【主な意見】 ■ 目論見書の記載内容については、「投資対象」・「リスク」・「手数料」などの投資者の投資判断に影響を与える項目をカバーしつつ、投資家の声を反映する形で簡素化していくことが期待される。 ■ 目論見書の中でどの情報が重要なのが分かるように改善すべきである。 ◇ 交付目論見書の記載事項を簡素化する場合、交付目論見書に記載すべき投資家にとって真に必要な情報は何か。 【主な意見】 ■ 投信協会案の記載事項は、学者の意見、アンケート結果、諸外国の簡素化の内容、実務で必要とされる情報をもとに、15項目に絞り込んだもの。 ■ 投信を購入することによる付加価値及びリスク(リスクについては、標準偏差を記載するのではなく、ドローダウン方式も一つの方法ではないか)、そのリスクが発生したときどうなるかを投資家	券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる(特定有価証券開示ガイドライン13-1)。 ○ DWG1-4「3. 目論見書の国際比較(日米欧)」の米国・EUの改正案を参照。 ○ DWG1-4「3. 目論見書の国際比較(日米欧)」の米国・EUの改正案を参照。
--	--	---

	に知ってもらふべきである。 ■ リスクは、内容を羅列するのではなく、その程度も記載してほしい。 ■ 発行者や運用者の情報をもっと開示すべき。例えば、行政処分を受けていればその内容を開示することも有効ではないか。 ◇ 交付目論見書を簡素化する場合、交付目論見書の文字数、ページ数等を制限すべきとの指摘があるかどうか。 【主な意見】 ■ 簡素化を行う場合は、記載内容についての一定の標準化を検討するとともに、分かりやすい構成、分量の削減、理解しやすい表現といった事項に留意することが望ましい。 ◇ 投資信託証券に係る目論見書については、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができることとされているが、投資者が商品比較を容易に行うことができるよう、配列等は統一すべきとの指摘があるかどうか。 【主な意見】 ■ 日本の投資信託市場では、新規商品の発生率が高いので、目論見書は標準化された内容が求められる。 ■ 図表や絵に頼りすぎている印象がある。少なくとも同じ記載事項は同じ表現形式に統一したほうがよい。 ◇ 交付目論見書の記載事項を簡素化する場合、限定した記載事項以外の事項で、投資情報として重要であると認められる事項の記載を容認するか。	○ 目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる(特定有価証券開示ガイドライン13-1)。
--	--	--

	◇ 現行の交付目論見書には、ファンドに係る取引契約の概要、手数料等を記載した契約締結前書面及び投資信託約款内容等を記載した書面と一体となったものがあるが、交付目論見書の記載事項を簡素化する場合、これらの書類はどのように取り扱うか。 【主な意見】 ■ 現在、交付目論見書には、投資信託の約款をそのまま付けている。(約款の将来像についての具体的な意見は特になし) 【請求目論見書】 ◇ 交付目論見書の記載事項を簡素化した場合、請求目論見書の記載内容をどうするか。現行の交付目論見書からはずれた記載事項は請求目論見書に移行することでよい。	○ 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、当該契約の概要、当該契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項、金利その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときのその旨等を記載した書面を交付しなければならない(金融商品取引法37条の3)。 ○ 金融商品取引業者は、投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対し、当該投資信託約款の内容等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、目論見書に当該書面に記載すべき事項が記録されている場合等は、この限りでない(投資信託及び投資法人に関する法律5条)
--	---	--

	【主な意見】 ■ 交付目論見書を簡素化した上で、詳細な情報は請求目論見書に記載されているという形が良いのではないか。	
3. 交付方法の見直し	【目論見書全体】 ◇ 目論見書の電子交付はあまり活用されていないとの指摘があるが、目論見書の電子交付の促進を図るために、何を改善すべきか。 (注) 電子交付の支障となっているのは、例えば、電子交付を行うことについての投資家の事前承諾が必要であること、電子メール又はダウンロードによる場合には、投資者のパソコン等にファイルが「記録」されることが要件となっていることが考えられる。 【主な意見】 ■ インターネット経由で販売する場合のみ、電子交付を利用している。店頭で対面販売する場合には、非効率である(お客様が家に帰ってパソコンで請求目論見書を手に入れてからでないと、投信を売れず、その場で売ることができない)ので、使用していない。 ■ データ量が多すぎるので、項目データごとに分けるなど工夫してほしい。 ■ 電子交付の要件は現行のままで良いのではないか。 【請求目論見書】 ◇ 特に、請求目論見書について電子交付を活用することにより、交付目論見書と請求目論見書の分離交付制度の利用が促進されとの指摘がある。請求目論見書の電子交付を促進するため、手続等につ	○ DWG1-4「2. 目論見書の電子交付」参照。

	いてどのように改善すればよいのか。 ◇ 請求目論見書については電子交付を原則とした場合、インターネットを利用できない投資者から請求目論見書の交付請求があった場合には、どのように対応するか。この場合、あらかじめ請求目論見書の印刷物を作成しておく必要はなく、例えば、請求目論見書のデータをプリントアウトしたものを交付することが考えられる。 【主な意見】 ■ 投資家にはお年寄りが多いことを考慮していただきたい（電子交付の原則化は慎重に判断すべきという意味と思われる）。	
4. その他	◇ 運用報告書についても、量が多すぎるなどの不満があるが、どのように改善していくべきか。 ◇ 具体的には、運用報告書では電磁的交付の方法として目論見書にあるような、書面の電磁的な交付後5年間、投資家から請求があった場合に、電子メール等により交付すれば、常にHPに掲載することは不要である旨の規定がないが、運用報告書についても同様な方式を認めることは考えられないか。	